

○免許証の交付

(第 95 条の 2 第 11 項)

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 95 条の 2 第 11 項
処分の概要	免許証の交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法施行規則第 21 条の 9 (免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請) 第 21 条の 10 (現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等)、第 29 条の 2 の 3 の 2 (更新された免許証の交付等)、第 31 条の 4 の 3 (他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付)
審査基準	
標準処理期間	岡山県公安委員会が交付した運転免許証に対して、当該交付の申請が行われた場合にあつては、1~30 日 (行政庁の休日は含まない。) (運転免許センター及び倉敷・津山運転免許更新センター 1 日、警察署 30 日)
申請先	運転免許センター、倉敷・津山運転免許更新センター又は警察署(岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。)の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係